

勤労市民の皆様へ

# 生活資金貸付のお知らせ

## 川崎市勤労者生活資金貸付制度

### 申込資格

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）

※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。

※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

### 使途

- |                 |                        |                      |
|-----------------|------------------------|----------------------|
| ① 本人又は親族の冠婚葬祭費  | ② 本人又は同居家族の医療費（出産費用含む） | ③ 子供の高校・大学等の教育費      |
| ④ 耐久消費財の購入費     | ⑤ 旅行・余暇活動等の費用          | ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用 |
| ⑦ 育児・介護休業に要する費用 | ⑧ 住宅の増改築・修繕費用          | ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用     |
| ⑩ その他（自動車等）     |                        |                      |

※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金には利用できません。※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。

### 貸付額

10万円～200万円（1万円単位）

※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）

※子供の高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

### 返済期間

5年以内

※子供の高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10年以内

### 返済方法

元利均等割賦返済

### 貸付金利

年2.0%

子供の高校・大学等の教育費：年1.7%	育児・介護休業に要する費用：年1.0%
住宅の増改築・修繕費用：年1.4%	賃金の遅配・欠配時の生活費用：年1.1%

※別に保証料がかかります。

※半年ごとに金利の見直しを行います。

### その他

申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【お問い合わせ・ご相談】中央労働金庫 神奈川県内各支店（市内支店の地図：裏面参照）

川崎支店 044-200-4321 ※川崎支店と川崎南支店は令和7年1月20日から統合し移転しました。

中原支店 044-733-0161 ※新百合丘出張所は令和6年7月22日から中原支店と統合しました。

（所管 川崎市経済労働局労働雇用部 044-200-2271）

## 【中央労働金庫 市内各支店の案内図】

